

科学の軍事利用を考える ～研究費、学問の自由、 デュアルユース～

名古屋大学名誉教授

池内 了



□ 専門は宇宙物理学。科学・技術・社会に関する著書が多数ある。研究テーマは宇宙の進化、銀河の形成と進化、星間物質の大局構造等。

「大学の〈知〉の現在を考える」名大アゴラ・連続セミナー（第5回）より

はじめに

本日は科学の軍事利用という、非常に恐ろしい状況が着々と大学に入り込みつつある実態をお話するとともに、それに対抗するための大学の倫理規範やガイドライン制定の動きや日本学術会議の動向について、お話ししたいと思います。

端的に言うと、大学の自治が絞め殺される状況があるということで、今こそ私たちが頑張って筋を通していかないと、大学も科学も取り返しのつかない大変な事態に追い込まれてしまうのではないかという、深刻な事態に直面しているということです。

1. 安倍内閣での軍学共同の急速な進展

基本的には、諸悪の根源は安倍内閣にむろんあるわけで、私たちは「軍学共同」と呼んでいます。が、「軍」と「学」、「軍」というのは自衛隊及び防衛省、「学」というのは大学及び研究機関のことで、それが共同して「防衛装備品」の開発研究を行うことが具体的に始まっています。

「防衛装備品」というと、包帯とか双眼鏡とか、つい普通の防衛のための装備品だと思ってしまうのですが、防衛省の定義によると「武器あるいは武器に関わる技術」ということになっています。ですから、「防衛装備移転三原則」という名前になっているものは、「武器輸出三原則」の「武器」を「防衛装備」に変えたということなのです。しかし、中身は180度変わりました。また「共同して」というといかにも対等な関係のように思えますが、そうではなく、結局、大学や研究機関が軍事機関の下請機関になることであり、基本的には金の力です。軍はたくさん金を持っているわけで、「軍学共同」とはお金の力によって研究者を取り込んでいこうという動きなのです。

それには大まかに二つの方向があり、一つは国内の「技術交流」というものです。これは防衛装備庁技術開発課という、かつて技術研究本部と言われていた部門が、大学や研究機関の長と研究交流協定を結び、お互いに技術のノウハウを交換するというものです。今のところ予算措置はなく、つまりお金の行き来はないように思われるわけで、情報交換という格好で大学や研究機関を取り込んでいます。

戦前のことも少しだけ調べたのですが、戦前だと研究機関の研究者を「嘱託」という格好で発令し、いろいろな研究をやらせていました。嘱託で雇われた研究者が、例えば731部隊に対してアイデアを出し、人体実験などを次々やらせていました。「技術交流」はそういう人的関係に結び付けていくのも一つの狙いではないかと思えます。この技術交流は2004年から始まっているのですが、今日はこの話はしません。

もう一つ、「安全保障技術研究推進制度」というものがあります。防衛装備庁がやっている競争的資金制度・委託研究制度です。これには企業が応募す

ることも可能で、大学、研究機関及び企業が対象です。この制度が始まったのが2015年ですが、それが軍学共同の一つの具体的な表れであり、その背景として2013年12月17日の三つの閣議決定があります。安倍内閣は、非常に重要なことも閣議決定として国会の審議をやらずにどんどん進めていくという手段を常套的に行っていますが、2013年12月というのは特定秘密保護法が成立したときです。その次のステップで、「国家安全保障戦略」、「防衛大綱5カ年計画」、「平成26年度防衛力整備計画」という三つの閣議決定がなされて、おのおのオーバーラップしている側面が多いのですが、端的に言って、これらの閣議決定がきっかけとなって具体的な軍学共同の施策が作成され、次のステップへと進んでいるわけです。

そのステップの一つが「防衛生産・技術基盤戦略」というもので（防衛生産・技術基盤は防衛省の文書にはしょっちゅう出てくるので、ぜひとも覚えておいてください）、防衛省が武器開発をはじめとして軍事研究をやっていく基本的な考え方が示されています。実際に防衛省は、防衛生産・技術基盤戦略を出したのが2014年6月です。これにも、「防衛大綱5カ年計画」にも書かれているのですが、デュアルユース技術の活用ということが明示されているわけです。

デュアルユースは、民生技術であっても防衛（彼らは「防衛」と言っていますが、私は「軍事」と呼ぶべきだと思います）、つまり軍事に應用・転用できる両義性（二面性）があるということで、いかなる技術もその意味ではデュアルです。民生利用もできるし、軍事利用もできるという意味ではデュアル、つまり二面性があるのです。そして、それを具体的に進めるために、大学や研究機関との連携を強めるという方策が出され、「安全保障技術研究推進制度」というものが2015年4月から発足したという段取りです。実際は2014年8月の概算要求から制度設計は始まっています。

それだけに留まらずに、閣議決定のもう一つの狙いは軍産複合体の形成です。そういう言い方はしていないのですが、要するに民間企業における武器生産から武器輸出へ、そして武器生産のための外国との共同研究・共同開発を推進するというを示しました。これは「武器輸出三原則」を見

直して2014年4月に「防衛装備移転三原則」という形で閣議決定し、武器輸出も本格的に推進する方針を示したことと軌を一にしています。だから軍事技術の開発とともに、それを企業が請け負って輸出していく流れが具体的に進みつつあるということです。

たぶん、ご存じだと思いますが、オーストラリアの潜水艦の受注をめぐり、フランスと争いました。結局、負けたのですが、その売り込みにおいてもすごいリップサービスをしたと言われます。これは武器生産に乗り出そうと具体的に進めつつある一つの証拠です。

2. 安全保障技術研究推進制度

この安全保障技術研究推進制度の仕組みは、まず防衛省からテーマが提示されるわけです。2015年は28件、2016年は20件という数のテーマが出されましたが、そのテーマに関わる防衛装備品、つまり武器開発の提案をすることです。

例えばレーザー光源です。レーザー兵器はレーガン政権のときのSDI構想で開発されましたが、レーザー光を照射して核兵器を動かなくするという技術がアメリカでしきりに研究されてきました。あるいは、昆虫サイズの小型飛行体というものがあります。ハエとか蚊ぐらいの大きさの飛行体にAIを付けて飛ばすわけです。おそらく、それに例えば化学兵器とか生物兵器を仕込んでおいて、相手の陣地に向けて飛ばすのでしょう。かつての化学兵器や生物兵器は、風向き次第で味方もすごい被害を受けたものですが、そういう弱点を補うためにこういうものが考案されているとしか考えられません。メタマテリアルというものがあります。ステルス戦闘機は電波を当てても電波を乱反射したり吸収してしまい、レーダーで位置がつかめないのが隠密飛行機と言われていますが、そのような反射特性を持ったメタマテリアルという物質を翼や胴体面に塗るわけです。そのように、いかにも軍事製品だなどいうものの提案を募集しているのです。

そして研究者側から提案があったものから採択するのですが、採択の評価・審査委員は大学等の教員を15人集めて構成されています。大学の研究者の協力によるものです。そして、採択されると研究が委託されるのですが、その委託を受ける者は機関です。名古屋大学の研究者が申請した場合だと名古屋大学総長が契約者であり、研究者は研究を委託された研究受託者となり、研究代表者として参加します。だから、基本的には組織の長として正式に軍事研究を公認したことになりますから、組織がそのまま軍事研究に取り込まれていくということになるわけです。

だから、研究費の支払いは、委託費として、原則として研究終了後に支払われるということになっています。研究が終わってからでないと防衛省から金が出ないのです。これは原則ですから、もちろん例外もあります。なぜ、そういうことをやるかということ、第二次世界大戦中に研究者たちが二枚舌を使ったからだと思います。軍事研究をやると言って書類は出すけれども、実際には軍事研究をやらず基礎研究をやっていたのです。これは日本でもドイツでもあったことですが、そういうことを防ぐために書類上のチェックを全部終了してから金を支払うのです。そうすると、研究者は研究途中で備品や消耗品を買ったりするから業者にお金を払わなければいけないわけで、その立替払いは機関が面倒を見る必要があります。要するに、機関と研究者がセットになって共同責任を負うということです。さらに、防衛省に所属するプログラムオフィサー（PO）が一つのテーマに1人必ず付き、それが研究の進捗状況をチェックし、予算の使用状況もチェックすることになります。

非常に重要なことは、明確には書かれていませんが、研究の発表・公開に関しても、このプログラムオフィサーがウンと言わないと発表・公開ができないことになりそうです。要するに、完璧に管理された研究ということです。

こういう委託制度は、産学連携でもわりと近いことをやってはいるのですが、プログラムオフィサーがそこまで面倒を見るというか、そばに付いて研究者に干渉する状況は、普通はないわけです。今や産学連携は反対できない雰囲気になってしまっていますが、やはり成果の公表に関する制約とか、後の特許の管理の問題についてきちんとしておかねばならないと思います。と

ころが、それらについては各大学と企業との間のバラバラの交渉に任されていて野放しになっているわけです。

ですから、全体として産学連携の筋の通った取り決めがなされていない現状があります。例のIPS細胞もSTAP細胞もそうでしたが、論文発表の前にまず特許を取るのが常識になっています。特許を取るまで研究の詳細は一般には公開しない、つまり肝心なところは公表をしないのです。どうしても秘密条項が入るからで、これで本当にいいのかという問題があることを指摘しておかねばなりません。

ただ、企業との共同研究と軍学共同との決定的な違いは、企業との関係では特許を取るとすぐに全面解禁になることです。言い換えれば、全面解禁にして特許がみんなに知れ渡らねばならず、特許が知られないと意味がないわけです。だから、企業との関係において、秘密条項が一部において、あるいは出発点においてはあるのだけれども、ある段階からはいっぺんに外されることとなります。

ところが、防衛省との軍事的な研究においては、誰が見ても明らかに軍事機密に属するわけです。防衛的なものであろうと攻撃的なものであろうと、どのような仕組みでつくられているかということは知られたらいけないわけで、その意味では永遠にオープンにはならないという問題点があります。

以上のような意味で、防衛省の委託研究制度は通常の意味での競争的資金ではないこと、産学共同で行っている普通の委託研究ではないことを、きちんと押さえておかねばならないと思っています。

防衛省のパンフレットにこの制度の概要が示されていますが、防衛省が考えているデュアルユースを取り上げてみましょう。防衛省の役割はこの制度の成果を将来装備に向けた研究開発で活用することを目的とするとしか書かれていません。軍事利用と民生分野の両方ともできるのがデュアルユースの意味ですが、防衛省のパンフによれば民生分野での活用は委託先が自主的にやることであり、結局のところ皆さん勝手におやりなさいということなのです。それに対し、防衛省自身は、わが国の防衛、災害派遣、国際平和協力活動、つまりPKOとしています。いま南スーダンに自衛隊を派遣することが

議論になっていますが、この新しく駆けつけ警護という名目で実戦に投入されることになろうというわけです。

結局、防衛省のデュアルユースは、民生利用を目的としていたものを軍事利用として横取りすることになるのだらうと思います。民生利用も軍事利用も両方とも同じようにできるのだから、研究現場では区別がつかないというのが研究者の言い訳になるわけですが、基本的には研究者が普通にやっている研究は民生利用が目的なのです。ところが防衛省がねらっているのは、それを軍事に使うということです。だから、デュアルユースという言葉によっていかにも二倍の使用用途の可能性があるかのような印象を与えるのですが、実際には防衛省のねらいは装備開発だけに焦点があり、民生利用には全く関心を持たないことに十分注意しておく必要があります。民生と軍事の二倍ではなく、軍事のみの二分の一の使い方なのです。

3. 2015年度の審査結果

「**安**全保障技術研究推進制度」が2015年に発足して募集が行われましたが、何と応募総数が109件もあり、採択が9件でした。10倍以上の競争率です。私はこれを見たときに、「へえ、こんなにたくさんの方が応募したのか」と思いました。大学が半分以上の58件、研究機関が22件、企業が29件という結果でした。

大学では東工大、東京電機大学、神奈川工大、豊橋技術科学大学の4大学が採択されました。採択された理由はいろいろ考えられます。明らかなのは、豊橋技術科学大学は日本学術会議の会長である大西隆という人が学長になっており、それに防衛省が目を付けたのでしょう。大西氏は日本学術会議の会長であるにもかかわらず、学長としての立場を優先して応募することを承認したわけです。事実、日本学術会議の会長として防衛のためであれば防衛省との共同研究もやるべきであるという立場を明確にしており、そういう人だからこそ防衛省も利用価値があると判断したのでしょう。

採択された課題は、「ナノファイバーによる有害化学物質の吸着特性評価」というテーマで、化学工場の火事とか、鉱山とかで事故が起こったり災害が起こったときに毒ガスが発生しますが、それをヘルメットやマスク等にきちんと吸着する物質を塗って被害を小さくしようというものです。これを採択するのは、当然防衛省が毒ガス戦を前提とした技術開発を行おうというためだと考えられます。

ほかにもいろいろありますが、いかにもこれは何のために使われるのかということがすぐわかるものばかりです。「レーダー搭載無人機を用いた目標検出機能の向上」というのは、2機の無人飛行機を飛ばして目標地点を2個のレーダーで見るものです。要するに、2つの目で見るようなものですから、距離とか位置とかの検出の精度が非常に上がるわけです。今は一つのレーダーだけだから誤爆が多い。こうすると誤爆が減るというわけです。つまり、ドローンの誤爆を減らす良心的な開発であるという口実に使われていますが、ブラックムーアのようなものです。ただ、新たな武器の発明のときにはそういうブラックムーアがまことしやかに語られます。原爆を日本に投下したのもアメリカの将兵の犠牲者が減るためという目的で、それも人道的だということが今でも理由になっています。

4. 2016年度の公募要領

2016年度の公募要領が公開されましたが、実は2015年から2016年にかけて、公募要領が少し改定されています。とにかく応募しやすいような形に文章を練り変えているわけです。

成果の公開に関しては、「制度の趣旨」の部分で「成果の公開を原則としており」ということがうたわれているので、うかうかと成果が全部自由に公開できると受け取っている人が多くいます。学会会議の会長なども（本当にそう考えているかは別として）成果の発表が自由だと言うのですが、そうではありません。成果の公開は完全に自由ですとは書いていないからです。

「原則としており」というところにポイントがあり、原則は誰が決めるのか、原則の中身は何で、例外はあるのかと、いくらでも疑問が生じるわけです。

また、防衛装備品そのものの研究開発ではなく、基礎研究であるという言葉の方も強調しています。武器生産のために直結している研究ではないですよということを言っているのですが、実は2015年の公募要領には研究テーマの三条件があり、最新技術を防衛装備品に適用するというような条件が書かれていたのです。それが本音なのですが、さすがに露骨すぎるので2016年版では削除しています。2016年の公募要領では「防衛装備品」という言葉そのものもかなり減っていて、応募者の警戒心を恐れたことは明らかです。

「本制度のポイント」のところでは、同じように「成果の公開を原則としています」などと書いていますが、「研究期間中の公開については、事前に防衛装備庁に届けていただくことにしています」となっています。あるいは「実施後の公開については、成果について外部への公開が可能です」と、「原則」から「可能」へと表現が変化しています。「可能です」とあると、「不可能です」というケースも十分あり得るわけで、言葉の裏を考えざるを得ません。

それから、研究期間中の公開については、先には「事前に届けていただく」としているのに対し、ここでは「事前に通知していただく」となっています。そして、「研究実施者が公表を希望する場合には、POと相談の上、発表の前に成果公表届を提出する」と厳しく規定しています。これらを普通に読めば、公開に対してすごく縛りが入っているなど誰でも思うはずです。しかし、公開が自由であると研究者は意識的に思い込もうとしている、あるいは意図して間違っただけで受け取っているのではないかと思っています。

その上、研究が終わってからも呼び出しがあったときには必ず来てください、そして研究に関しての情報をください、ということになっています。このことはずっと継続して防衛省に束縛されるということです。注意すべきことは、事前に届けるとか、事前に通知するとか、成果の公表届を出すのは、全部POと相談の上でやるわけです。だから、熱心なプログラムオフィサーであればあるほど、検閲的な態度で接してきますから、ますます成果の発表や公開の自由がきかなくなるということではないかと思えます。

5. 2016年度の審査結果

そして、2016年の採択結果の発表が7月末に行われたのですが、応募数が激減して44件になりました。去年は109件でしたから半分以上にならなかったわけです。大学からの応募者も23件になりました。採択は全部で10件で、5件が大学で7帝大の一つの北大が採択されました。あとは東京農工大、大阪市大、東京理科大、山口東京理科大（東京理科大と同系統の大学）です。

公的研究機関として物質・材料研究機構が2件で、あとは企業でNECと三菱重工とレーザー技術総研です。採択されたテーマでは、ここでも酸化物質原子膜の活用というステルス機に应用されるもの、水中移動体バブルコーティングとあって、小さい泡を表面に噴出することによって潜水艦の水中抵抗を減らすもの、毒ガス吸着のナノ粒子集合体といったもの、などがあります。昨年度に引き続いて毒ガスにえらく力を入れているなどと思います。やはり、ある程度テロとの戦闘を意識していると思われます。

応募総数が激減したことが注目されます。実際に去年58件あった大学からの応募が23件に減ったわけです。こういう競争的資金の場合、落ちるとその翌年も応募するのが普通です。せっかく書類を書いたのだから、少し書き換えて出せばいいじゃないの、ということになるためです。だから応募数は減らないと思っていたのですが、実際にはすごく減ったわけです。ということは、去年出して落ちた人のかなりが今年はおさなかつたということです。中日新聞のコラムに「研究者からそっぽを向かれた」と書いたのですが、なぜ応募数が減ったかということ、当然、ちゅうちょしたり、様子見をしたり、取りやめたり、あるいは大学としての規範としてやめたりしたことがあったのではないかと考えられます。

その理由はいろいろでしょうが、一つには私たちの運動がそれなりに功を奏したということではないかと思っています。特に応募した大学、あるいは採択された大学に直接抗議活動をやったのです（私はあまりやっていませんが）。市民と一緒に抗議に行きますと、ローカル紙が書いてくれたり、中央の

新聞のローカル版に書いてくれて、それがものすごい効き目があったのです。防衛省から金をもらってやるのは汚いことだという共通感覚が、市民にも研究者にもあるためです。

市民感覚とは、そういうものだという発想で見する必要があります。東京電機大では、防衛省に採択されたという報道があったときに、受験生が減ったらどうするのだという話になったようです。わりに大きく新聞に出ましたから、父兄から問い合わせの電話がかかってきたということもあったそうです。やはり汚い金であることを大学としても意識しているわけです。実際、大学の実績として広報が「防衛装備庁の研究推進制度に採択された」と宣伝しません。堂々と書けばよさそうなのに絶対書かないのです。

そういうこともありましたし、戦争法反対の運動があれだけ広がったことの一環としての軍学共同に対する人々の理解が広がり、それによって研究者たちに対する市民の批判の目が強くなったこともあります。大学の、特に工学部が多いのですが、「工学部の先生はどこからでもお金を受け取るのだね」という評言がグサッと突き刺さるわけですし、実際そのようにみんな思うわけです。そのことを我々も常に覚えていて、対処するのがよいと思います。

それから、公募要領の手直しがかかなり小手先であったために、かえって研究者側の疑心暗鬼を招いたこともあるのではないかと思っています。防衛装備品という言葉が減らして基礎研究ということをやたらに強調し、成果の公開に関する表現に神経を使うあまり、かえって勘ぐられ、逆効果になったと思われるからです。

6. 大学の行動規範やガイドラインなど

そういうことも考えられるのですが、大学としても倫理規範として、あるいは学長の発言で軍事研究を行わないと宣言するという動きが少しずつ広がりました。一番典型的なのが新潟大学の行動規範です。2015年10月に、学内で議論した結果、「軍事への寄与を目的とする研究は行わない」

との新たな項目を行動規範に加えて、明確に軍事研究の拒否を打ち出しました。こういう大学もあるわけです。(追記：12月には関西大学がもっと厳しい宣言を出した。)その他、琉球大、広島大、東北大、信州大、山梨大、静岡大、電通大、国立天文台などは、行動規範までは至っていませんが、学長談話とか役員会の声明という形でガイドラインを打ち出しました。

京大、早稲田、立命、龍谷などは従来からこういう規範をつくっていて、それを組合と学長との折衝で確認する作業を行っていますが、このような確認はやはり必要ではないかと思えます。名古屋大学は平和憲章を持っているから、平和憲章を確認することを組合から持ち出しています。

東大は「世界的な視野で研究教育を行う」とか、「大学は世界の公共財である」というような東大憲章を2003年につくっています。このように宣言しているのだから、防衛省の「応募資格は日本人に限る」と書いているような制度とは馴染まない、として応募しないことを決定しました。言葉は使いようで、このように憲章の言葉をうまく利用するということがあります。

そういうような様々な方法で反対が広がりつつあることを銘記しておきたいと思えます。

7. 2017年度予算の防衛省の概算要求

ところが、2017年度の概算要求で驚くようなことが起こりました。例年すべての官庁は8月31日に財務省に対し来年度の予算はこれだけ欲しいと概算要求をするのですが、そこに防衛省は安全保障技術研究推進制度として、なんと110億円の要求を出したのです。2015年は3億円でした。このとき概算要求は20億円で出したのですが、3億円しか財務省は認めなかったのです。2016年は6億円と2倍になりましたが、その6億円から一気に110億円でしょう。むちゃくちゃな概算要求です。(追記：実際に、2017年度政府予算案に110億円が満額認められた。)

防衛省の説明では、従来の公募研究が8億円くらいとする。3億円から6億

円、そして8億円と増やすわけで、あとの100億円は数億から数十億円の規模で5年間継続するような大口の開発研究に使うということのようです。まだ制度としてどうなるかよくわかりませんが、本格的な軍事開発が目的ではないかということが想像できます。

現実に8月31日に防衛省として、今後20年間の「防衛技術戦略」を打ち出し、併せて「中長期技術見積もり」を発表しています。具体的に力を入れる装備品開発を掲げているのです。さらに、「将来無人装備に関する研究開発ビジョン」を提案し、特にドローン、無人機の開発に焦点を合わせています。大きな予算を確保して、こういう計画を進めるのだということが腹積もりとしてあるわけです。

要するに、採択課題への予算配分の上限を3000万円から大幅に拡大しようということなのですが、2016年5月に自民党の国防部会が100億円に増やせという提言をしています。この提言には、例えば国防科学委員会(日本版DSB)をつくれという要求も入っているわけです。私は防衛省がこの自民党の提案に「悪乗り」したのではないかと思えます。

自民党国防部会は6月に首相に提案書を直接手渡しているのですが、安倍首相のことですから、「しっかり政府で動くよう指示していきたい」と答えています。馴合いと言えば馴合いですが、防衛省としては、いったん予算がつけば、後は、年々増やしていけばいいわけです。安倍さんは任期がもう3年あると言っているようなので、どんどん大きくしていこうと思っているのではないかと思えます。

8. かつての日本学術会議は

ここで日本学術会議のことについてふれておきます。学術界が軍事研究を拒否している日本という国は世界的に稀な国なのです。日本学術会議は1949年に発足しました。科学者を戦争に動員するための旗を振った日本学術研究会議を改組して新たにつくったのですが、そのときに「わが国の

科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は科学が文化国家ないしは平和国家の基礎である・・・」という創立宣言と声明を出しているわけです。この「科学者がとりきたった態度について強く反省し」という表現は非常に曖昧模稜としています。本当はもっと具体的な、戦前及び戦中の科学者が政府や軍の家来ようになった、太鼓持ちのようになった、人々を幸福にするための科学ではなかったことを反省し……、という言葉であったようなのですが、日本学術会議も一枚岩ではなく、散々議論され修正されたあげく、こういう「わが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し……」という言葉に最後は落ち着いたのです。私たち世代にとって懐かしい羽仁五郎がそういう文章をつくったと坂田昌一さんの本に書かれています。

このときに強く反対したのが医学者でした。工学部と並び医学部も戦争に対し非常に甘いところがあったのです。このとき、医学関係の会員たちが、「戦争は国家が始めたものであり、それに協力するのは学者として当たり前じゃないか」といふ反対意見を強く主張したのです。そのような態度は現在も通ずるところがあり、国からの税金で運営されている国立大学が国の命令に従わないのか、国の要請に従わないのか、「君が代」を儀式のときにやらないのはけしからん、というような言い方をされるわけです。こういう非難がインターネットで飛び交っているらしいのですが、そのような論調が戦争直後以来、いまだにずっと続いていることを忘れてはならないと思います。

ともあれ、こういう創立決議が出され、1950年には日本学術会議は「科学者としての節度を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には今後絶対に従わないというわれわれの固い決議を表明する」という声明を出しています。また、1967年にも「真理の探究のために行われる科学研究の成果がまた平和のために奉仕すべきことを常に念頭に置き、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を表明する」とした声明を出しており、2回決議を出しています。

この1967年のときは、その前年の1966年に日本物理学会がアメリカ軍から資金援助を受けていたことが明らかになり、国会や日本学術会議でも大問題になったのです。そのときに、この決議文が出されたのです。当の物理学

会でも臨時総会を開き、「決議3」において、「一切の軍事機関とは関係を持たない」ことを決めました。しかし、1995年に日本物理学会は一種の変節をしています。「明白な軍事研究でなければ構わない」と、「明白な軍事研究」という言葉を冠して軍事研究を許容することにしたのです。この問題は今も引きずっていると思います。

しかし、日本学術会議のこの二つの決議によって日本の科学界は軍事研究を行わないことを内外に宣言し、おおっぴらにはやらないことになりました。米軍の資金導入もこっそり行われたのです。そのように日本学術会議は戦争には一切協力しない、そのため軍から金をもらわないことを誓ってきたのです。それは世界的には稀なことです。アメリカでも、イギリスでも、ドイツでも、フランスでも、ほとんどの国では軍事研究をおおっぴらにやっています。むしろ最近では、世界的に軍事研究の予算が増えていっていると言われます。その中で、日本は2015年までは軍との間でおおっぴらな関係を持ちませんでした。

9. 現在の日本学術会議では

ところが、現在の日本学術会議は大西会長が、毎日新聞や日経新聞などで「1950年、67年の決議は堅持するが、環境条件が変化しており、今や専守防衛が国是となっていて、国民も自衛隊の存在を認めているではないか。従って、科学者が防衛に寄与することは当然である。つまり、防衛研究は許容される」と主張しています。「個別的自衛権の範囲で軍事研究は許されると」堂々と彼は言うわけです。

そして、あたかもそれが日本学術会議の公式見解であるかのように独り歩きしていきました。それに対し日本学術会議内部でも異論が続出して、今年(2016年)5月に「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置することになりました。要するに、二つの声明をどうするか、今後どのように考えるべきか、を検討しようというわけです。

10. 検討委員会の5つの審議項目、検討委員会の議論

日 本学術会議の会長は自衛目的の研究を許容すべきと言っているわけですが、この検討委員会では、まさに彼の主張を後押しするような5つの検討項目が掲げられています。それらは、①50年及び67年の決議以降の条件変化をどうとらえるか、②軍事的利用と民生的利用というデュアルユース問題について、③防衛省予算が学術の公開性・透明性に及ぼす影響はどうか、④さらに学術研究全般に及ぼす影響はどうか、⑤この判断は個人なのか、集団（機関）なのか、です。

おむね彼が何を考えているかは見当がつくのですが、日本学術会議もいろいろな人がいます。筋の通った人たちもいるし、大西会長に同調する人たちもいます。既に委員会は5回開かれています。夏季部会とか、10月の総会など、多くの人が集まる場では賛成派は一言も発しません。それに対し反対派はきっちり発言しています。つまり、軍からお金をもらうのには反対であるという立場の人たちは、二つの声明を順守すべきであることを強調しているのです。

しかし、賛成派の防衛省からのお金をもらってもいいという人は何も言わない。その理由は、何か言うとマスコミに書かれてたたかれるかもしれないし、やはり汚い金だという意識が根底にはあるわけです。彼らは隠然たる力を持っていて、特に医学系と工学系はそうです。

今の日本学術会議は三部構成になっていて、一部が人文・社会系、二部が生物系（医学・農学・理学）、三部が理工系です。今のところは第二部の生物系はほとんど沈黙を守っています。生物系は一度戦争となったら否応なく動員されます。医者はもちろん兵士の治療に動員されるし、農学関係は生命を維持する農業を押さえれば戦争に勝つわけですから、農業関係者も動員されることは確実です。医学・農学の戦争協力は第二次世界大戦でも起こったわけで、そういう分野は戦争が研究費をせしめるチャンスなのかもしれません。そのため議論では沈黙しているのではないかと勘ぐっています。

11. 日本学術会議の決議が覆ると

実 は、私は11月18日の委員会で参考意見を述べることになっていて、なぜ反対するのか、もし決議案が覆ると大変なことになりますよ、ということ言うつもりでいます。（追記：2016年11月18日の委員会で述べた意見は、日本学術会議のホームページに掲載されているのでご覧ください。）日本学術会議の決議が覆るとどうなるかということは、皆さんだっすぐ想像できると思います。

日本学術会議の会員選出は、現在は科学者の直接選挙で決まっているわけではありません。かつては科学者同士の直接選挙で選ばれていたのですが、そのうちに学協会からの推薦制ということになり、それも止めて会員同士の推薦制（コ・オプテーションと言う）になっています。だから、お手盛りの推薦で会員が決まっている恐れがあるのですが、それでもやはり日本の学術界を代表する機関であるのは確かです。その機関が率先して軍事研究を容認することになると、日本の学術界そのものに非常に大きな悪影響を与えることは確実です。

一つは日本の学術そのものが軍事に偏り、おかしくなっていくことでしょう。さらに、時代の意向や変化とともに意見がころころ変わるようになるわけですから、節操のない学者、時の政治や軍に奉仕する学者の集団であることになってしまいます。そのような学者は政府・財界・軍に甘く見られるようになり、学者は金で言うことをきくからと見くびられることになります。特に市民からの学者への信頼が失われるのは明らかです。権力に弱い学者ということになるからです。

本来、大学の教員には、きちんと政府の批判を行う見識が求められているわけです。それが学者への市民の信頼の根源なのです。それとは全く逆の、妥協を重ねる学者は信頼を損ねることは明らかです。それは大学の存亡にも関わってくるのではないのでしょうか。

12. 研究者の言い訳

研究者は、防衛省からの金を受け取ろうといろいろ言い訳をするのですが、論点として一番の理由は研究費不足です。もう一つはデュアルユースで、この2点が大きいと思います。さらにもう一つ、自衛のためというのがあります。そのおのおへの反論は私たちのブックレットにありますので、ここでは要点だけを述べておきます。

研究費のためという問題は深刻です。研究者、特に工学系の技術開発を行っている研究者にとっては実験経費がないと研究できません。今「選択と集中」という、日本の科学技術基本計画にのっとった政策が行われていますが、競争的資金に頼らないと研究できないわけです。募集に応じて厳しい競争を経て、そこで選ばれば採択されるのですが、科研費でもその確率が20%ぐらいのものでですから、採択されない人のほうが圧倒的に多いわけです。そういう厳しい状況の中で競争的資金が当たらないと研究できないという状況に追い込まれているのです。

第二次世界大戦後に、全国の研究者に対して行われた1951年の調査ですが、「過去20年の間で研究の自由が最もあったのはいつか」というアンケートをとったところ、研究者の答えで一番多かったのは「第二次世界大戦中」というものでした。つまり、そのとき軍事研究のための軍事費が潤沢に出たわけですが、研究費が多いことを研究の自由と等価と考える、つまり同じようにみなしてしまうという研究者の性があることがわかります。

研究者は研究費さえたくさんあれば研究の自由があると思いつくのです。実際、研究費がたくさんあればいろいろなことができるなと思う。だから逆に、研究費がないことは非常に辛い状況で、たとえ軍事研究であっても構わない、資金が供給されると研究が続行できると金に転んでしまうわけです。私はこれを「研究者版経済的徴兵制」と呼んでいます。研究費のために軍事協力をしていくのですから。

しかし、防衛省からの金をもらうようになって、本当にそれで生き残れるのだろうかと思います。採択されたら秘密研究になっていくわけです。研究

者として自分の研究成果を自由に誰にもしゃべれなくなるほど、つらいことはありません。研究者仲間に対してとにかく黙るしかなく、何も言えないのですから。

もう一つは、倍率が非常に高いので採択される確率が低く、応募し続けていくうちに同調心理というものが強く働くようになって提案がどんどんエスカレートしていくわけです。防衛装備品、つまり武器の研究ですから、より強力な武器、より効率的な武器製作にするためにこういう工夫をしよう、また別の工夫をしようと考えていき、異様な発想になっていくことに気がつかなくなってしまうのです。ちゃんとした発表もできず、異様なことばかりを考える研究者になってしまう、これで本当に生き残ったことになるのかということなのです。

今の「選択と集中」政策は、文科省だけでなく財務省、経産省の圧力の下で行われていますが、特に文科省が国立大学の予算を削って大学間の競争的資金に回していることは、文科省として研究者を軍事研究に追いやっていると言わざるを得ません。

13. デュアルユース論について

デュアルユース論について一つだけ言っておくと、防衛省はデュアルユースだと言っていますが、研究者が普段やっている民生的な研究を、軍から金を出して軍事開発のために使おうというわけですから、もともと民生研究として成されていたものを軍事研究に横取りしていこうとしていると言えるでしょう。

その結果、軍事研究に特化されていくのですから、技術が生きる可能性としては小さくなってしまいます。デュアルユースは使用用途が広がるようなイメージでよくとらえられますが、実際には「スピンオン」で民生の研究を軍事研究に転用するのです。デュアルユースと言わずに「軍民転換」というべきです。「軍民統合」という言葉が戦時中によく使われたそうですが、まさ

に民生研究を軍事研究に統合していくことです。

デュアルユースということで、民生目的か軍事目的かの区別がつかない(だから許される)との論がよく使われるのですが、民生目的か軍事目的かを明確に区別する指標があります。研究費の出所、その目的、公開の自由度、の3つです。通常の公的研究援助機関、文科省や日本学術振興会といったところからの研究資金は民生研究で、平和目的であり、完全に発表の自由があります。これに対し、軍からの研究資金は軍事研究、つまり基本的には防衛装備品(つまり武器)開発が目的であり、非公開になる可能性が非常に高い。このように整理すると決定的に違いがわかるでしょう。お金のソースと文脈、どういう目的かということ、そして完全に公開が自由であるか否か、その意味で明らかにデュアル(二重性)であるとは言えます。要するに、デュアルユースを隠れ蓑にして、民生を軍事に引っ張り込もうということなのです。

日本学術会議の大西会長が、毒ガスフィルターの開発を自分の大学の研究者が提案して採択されたときに、「防衛にも使えるかもしれないが、製薬会社や化学工場の事故の際にも使える研究だということで、認めることにした」と言っています。

この言い方は、論理が逆転していておかしいのです。もともと、その研究者は製薬会社や化学工場の事故の際に使えるように開発していたのに、それを軍が金を出し秘密研究で毒ガス戦に使えるように応用しようとしているわけですから、実際には始めの可能性は踏み倒されることになります。だから、大西会長は「防衛にも使えるかもしれないが、本来目指した製薬会社や化学工場の事故の際に使える研究が阻害される可能性があるので認められない」と言うべきなのです。

実は、研究者の誰もが公的研究援助機関からの研究費で研究を行うことを望んでいると私は思っています。研究者としては当然であるからです。

14. 学問(科学)の「原点」とは

学問や科学の原点は、何のための研究であるか、誰のための学問か、を問いつけるにあると思います。そして、世界の平和のため、人々の幸福のためと、常に肝に銘じて日々研究に邁進することです。

あるいは、そのような目的を持って技術の開発に力を注ぐべきです。科学の国際性というものは、一つの国家とか、時の政府とか、武力を持つ軍のための科学研究ではないということ、つまり国境に閉じないということです。

科学者の交流は自由であるべきで、科学の発展のために尽くすことが科学者の原点です。このような科学の原点は、時代がどうなろうと変わるものではないはずで

15. 軍学共同が実際に学術にもたらすもの

軍学共同が実際に学術にもたらす弊害は多くあります。軍事研究が大学に入り込むこと、特に秘密研究が大学に入ってくるということですから、大学の自治が侵されます。例えば、軍からの資金が入ってくると、その金で設備を買い込むとか、プレハブで研究室を建てたりすることになるでしょう。

毎年3000万円ですから3年間9000万円で、何か機械を買うでしょうが、それは秘密になります。一般に見せられません。現実には、アメリカの研究機関ではそういうことが起こっています。ロスアラモス研究所、原爆の開発をした研究所ですが、ここはオプリーミットの場所があり、絶対一般には誰も入ることができません。特別の許可がないと入れないわけで、そういう場所ができてしまいます。

私はこれを大学における「治外法権」の発生だと言っていますが、学長も立ち入ることができないのです。それでは大学の自治は侵され、学問の自由が脅かされ、秘密研究や成果の秘匿が横行するようになります。そうなる

研究現場も萎縮していきます。自分の成果を語らない研究者が出てくるため、研究の自由な交流ができなくなるからです。下手して、その人が軍事研究の内容をしゃべったりすると秘密漏洩罪に該当してしまうでしょう。今のところ、秘密漏洩罪は適用しないとされていますが、そんなのはいつ覆るかわかりません。「何を秘密にするかが秘密」なのですから、どうなるか誰もわからないのです。

研究者の精神的墮落も起こります。人々の幸福のための真理探究ではなくなってしまうということです。もう一つ、非常に深刻なのは学生、院生、留学生に対する問題です。教授だけでは研究はできませんから、彼らの力を当然借りるわけです。そうすると、彼らも喋ってはいけなくなってしまう。そのように秘密研究を当たり前として育った人たちが社会に出、研究の場に残っていったら、一体どういう社会になるのでしょうか。考えると怖くなります。

第二次世界大戦中、湯川さんや朝永さんなどは一部軍事研究をしていたわけです。まだ生き残っている、戦時研究に参加した研究者はあのときはまだ若い学生で、教授の命令に従って研究していました。そのため、自分は軍事研究をやっている意識はほとんどなかったという方が多くいます。今から考えると危ない研究をやっていたのだなと思ひ返す、というわけです。そのように、学生たちは何かわからないまま巻き込まれてしまい、それが当たり前になっていくことの怖さです。これが累積していくと、科学への信頼が失われていくことになるのは明らかでしょう。

おわりに

私たちは軍学共同反対連絡会をつくり、いろいろな活動を行っています。岩波のブックレットの『兵器と大学』も、この連絡会のメンバーで作成しました。連絡会は三つの団体、「軍学共同反対アピール署名の会」、「大学の軍事研究に反対する署名運動の会」、「『戦争と医』の倫理の検証を進める

会」からなっていて、いずれも大学の軍事研究に対し、非常に強い警戒心を持っています。

しかし、全体としては大学からの反撃が弱いと言わざるを得ません。いくつかの大学では規範等で禁止しているところもありますが、まだまだ不十分です。例えば、全大教はこの連絡会に入っていない。議論すると、この金だっけいいじゃないかという意見がかなりあるということなのでしょう。意見がまとまらないから、組織を守るために全大教としては入れない。(追記：2016年12月に全大教として「軍学共同反対」の決議を挙げた)他方、私大教連は入っていますし、日本科学者会議、日本民主法律家協会とか、多くの団体が入っています。

各大学で「XX大学軍学共同反対連絡会」のようなものをつくり、大学の執行部に倫理規範や軍事研究反対などを宣言するよう迫っていくことが必要ではないかと思ひます。それとともに、学内とか地域でこの問題に関するシンポジウムを開催し、特に学生に対し働きかけて欲しいと願っています。そして、全国の連絡会に参加して活動を共にすることをぜひともお願いしたいと考えています。

名古屋大学平和憲章がインターネット上ではお蔵に入っていると聞きました。このことが表には出ておらず、誰も知らないままになっているのだと思ひます。今一度平和憲章を見直し、多くの人と議論することが大事だと思ひます。いっぺんにできなくても、ゆっくと世論というか、大学内の人々の声を集め、それをだんだん大きい声にしていくことです。研究者も自分が汚い金を受け取ろうとしているのだと腹の底では思ひていて、内心忸怩たる思ひがあるはず。そこが付け目なのでは、と思ひます。

以上で私の話は終わります。どうもありがとうございました。(拍手)